

株式会社 日本著作出版権管理システム

著作権等管理事業法の制度と運用に対する意見

## (5) 意見

### 1. 使用料の上限について

法第 13 条 4 項に「管理事業者は使用料規程に定める額を超える額を取り扱っている著作物等の使用料として請求してはならない。」という規定があるので使用料規程に定める額以上の使用料は徴収できないが、「使用料規程に定めた額を下回る額を徴収すること」については規定がなく、その運用については必ずしも明確ではない。

著作物、特に学術専門雑誌に掲載された研究論文については複写利用が頻繁かつ膨大であり、多くの部分が一般企業によって営利目的に利用されており、複写使用料の多寡は利用者の営業活動を大きく左右することから、複写許諾と使用料に関する利用者からの要望は多岐に亘る。かかる状況において、管理事業者には利用者との個々の複写許諾契約の場面で一定範囲の裁量が必要であり、管理事業者が事前に委託者から了解を得ている場合は、状況に応じて使用料規程に定めた使用料と許諾条件を超えない範囲で利用者に許諾を与え、使用料を徴収することができるよう運営をさせて頂きたい。

### 2. 使用料に対する利用者の意見聴取ならびに協議について

使用料について法第 13 条 2 項は「利用者の意見聴取」を義務づけており、また法第 23 条 2 項は「指定管理団体との協議」を義務づけている。しかし、一部の著作物、特に学術専門雑誌に掲載された研究論文については、複写利用が頻繁かつ膨大であり、多くの部分が一般企業によって営利目的に利用されていることから利用者との利害は常に対立し、また、一般論として消費者は常に低価格を求めており、意見聴取あるいは協議を行うと收拾がつかなくなる恐れがある。利用者の意見を聴取すること自体は否定するものではないが、実際問題として意見の聴取を聴取だけで終えることには困難が伴う。

また、利用者団体、特に企業間の利用者団体というのは営利を目的とした一般企業で構成する同業者団体であり、かかる同業者団体と使用料について協議することは独占禁止法で禁止されている共同行為にあたるのではないかと思慮される。文化庁作成の平成 12 年 10 月 19 日付「著作権等管理事業法の協議制度と独禁法の関係について」によれば、協議が成立してもその内容は個々の事業者を拘束するものではないとしており、理論的にはその通りであろうが、実際問題としては同業者団体の構成員との間では合意した協議内容を外れる契約は成立し得ないというのが一般的な商取引における実態である。このような状況の下では、同業者団体がその団体の構成員である企業の活動に必要な複写物という資料の仕入価格を実質的に拘束することになるので、当該同業者団体および管理事業者は独占禁止法に違反する可能性があると考えられる。

以上の状況から、意見聴取ならびに協議については運用面における配慮が必要と考える。

以上